主 文 本件控訴を棄却する。 当審の訴訟費用は、被告人の負担とする。

弁護人堤千秋の控訴趣意は、その提出にかかる控訴趣意書(第二点を除く)記載のとおりであるから、ここにこれを引用する。

右に対する判断。

控訴趣意第一点(採証法則違反)について。

要するに、原判決には所論のような違法はないから、論旨は理由がない。 第三点(量刑不当)について。

記録に現われた諸般の犯情に照せば、原判決の科刑は相当であり、これを不当と すべき格別の事由を見出すことができないので論旨は採用しない。

他に原判決を破棄すべき事由もないので、刑事訴訟法第三九六条に則り、本件控訴を棄却し、当審の国選弁護人に支給した訴訟費用は、同法第一八一条第一項に従い、被告人にこれを負担させることとする。

よつて主文のとおり判決する。

(裁判長判事 筒井義彦 判事 川井立夫 判事 櫻木繁次)